

重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

令和6年4月1日現在

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、私達があなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人セイワ
代表者名	理事長 加藤 不二太郎
所在地・電話	川崎市高津区末長1丁目3番13号 044-861-6192
事業の概要	養護老人ホーム（1事業所）
	軽費老人ホーム（1事業所）
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（6事業所）
	障害者支援施設（5事業所）
	地域包括支援センター（6事業所）
	認可保育所（2事業所）

2 利用施設

施設の名称	社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設 幸風苑
所在地	川崎市幸区都町64番地1
施設長名	寺下 敏幸
管理者名	長原 あずさ
電話番号	044-511-3141
FAX番号	044-511-3145

3 利用施設の事業内容

事業の種類	神奈川県の実業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成12年1月11日	1475100077	60人
短期入所生活介護	平成11年12月1日	〃	6人
介護予防短期入所生活介護	平成18年 4月1日	〃	
通所介護	平成11年12月1日	〃	25人
介護予防通所サービス	平成18年 4月1日	〃	
居宅介護支援事業	平成11年 9月1日	1475100010	—
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	平成18年 4月1日	1405100031	—

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行う。 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 5 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

5 施設の概要

(1) 建物規模構造

敷地	1, 440.00㎡
建物	構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建（耐火構造）
	延べ床面積 2, 671.88㎡

(2) 居室（15室）

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
4人部屋	15室	512.71㎡	8.55㎡
—	—	—	—

(3) 主な設備

設備	室数	面積	設備	室数	面積
食堂	2室	101.42㎡	静養室	1室	19.16㎡
機能訓練室	1室	133.62㎡	調理室	1室	91.97㎡
一般浴槽	1室	32.65㎡	スタッフルーム	2室	29.72㎡
特別浴槽	1室	38.32㎡			
医務室	1室	11.94㎡			
看護室	1室	19.16㎡			

6 職員体制（主たる職員）

職 種	常 勤	非常勤 (常勤換算後の人員)	業 務 内 容
施 設 長	1名		施設運営に関することを統括的に行う
管 理 者	1名		職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
介 護 支 援 専 門 員	1名		施設サービス計画の作成等を行う
生 活 相 談 員	1名		利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う
管 理 栄 養 士	1名		食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う
介 護 職 員	15名	9名	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う
看 護 職 員	4名		利用者の保健衛生並びに看護業務を行う
機能訓練指導員（看護師兼務）	4名		利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う
嘱託医（内科・精神科）		2名	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う

7 職員の勤務体制（主たる職員）

職 種	勤 務 体 制
施 設 長	9：00～17：30
管 理 者	9：00～17：30
介 護 支 援 専 門 員	9：00～17：30
生 活 相 談 員	9：00～17：30
管 理 栄 養 士	9：00～17：30
介 護 職 員	日勤 9：30～18：00
	早出 7：30～16：00 (1人)
	B勤 8：00～16：30 (2人)
	C勤 10：00～18：30 (1人)
	D勤 10：30～19：00 (3人)
	夜勤 17：15～翌 9：45 (3人)
看 護 職 員	日勤 9：30～18：00 (1人)
	早出 8：00～16：30 (1人)
	遅出 10：30～19：00 (1人)
機能訓練指導員（看護師兼務）	9：30～18：00
医 師	内科 週2回（火・金）午後
	精神科 月2回（第2・4水曜日）午後

8 サービスの内容

(1) 介護保険サービス

◇施設サービス計画

事業者は、利用者のご希望や心身の状況その他を勘案して、介護支援専門員が作成する施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて計画的にサービスを提供します。また、定期的に施設サービス計画を見直します。

事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。

作成した施設サービス計画は、利用者または家族に説明・同意の上、その写しを交付します。

◇居室

居室はすべて4人部屋となります。

部屋の割り振りは、性別、利用者の身体状況、その他利用者の希望等を考慮して行います。部屋替えを行う場合も同じです。

◇食事

管理栄養士を中心とした、栄養ケア・マネジメントを行います。

管理栄養士が作成した献立表により、栄養と利用者の身体状況に応じて配慮したバラエティーに富んだ食事を計画し、委託調理業者が調理して提供します。

食事は可能な限り離床し、食堂で食べていただけるよう配慮します。

必要に応じて食事介助を行います。（見守り・はたらきかけ・一部介助・全面介助）

（食事の時間）

朝食	午前 7時30分から
昼食	午後 12時00分から
夕食	午後 6時00分から

食事の形態は、利用者の身体状況に応じて「常食」から「ミキサー食」までご用意します。

◇排泄

利用者の身体状況に応じ、適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立に向けて適切な援助を行い、プライバシー保護に留意します。

◇入浴

利用者の身体状況に応じた入浴介助を行い、原則的に週2回の入浴または清拭を行います。

寝たきり等で座位のとれない方には、機械浴槽で入浴を行います。

◇離床・着替え・整容等

寝たきり防止のためできるだけ離床、適切な体位交換に配慮します。

生活のリズムを考慮して、朝夕の着替えを行うよう配慮します。

衣類の交換は、季節に応じてご家族でお願いします。

整容・髭剃り・爪切りその他は、適切に行うよう配慮します。

衣類の洗濯は、適時行いますので持ち物に「氏名」の記入をお願いします。

シーツ交換は週1回、寝具の消毒は必要に応じて行います。

◇機能訓練

看護・介護職員および理学療法士により、利用者の身体状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復および身体機能の低下を防止するよう努めます。

◇健康管理

年1回定期健康診断を行うほか、嘱託医による週2回の診療および薬剤の管理、

同信用金庫預金通帳と印鑑をお預かりする場合は、安全のために預金通帳と印鑑は、各々別の担当者が別々の金庫にて保管します。

③事務代行に必要な経費が生じた場合は、実費負担となります。

9 利用料金について

施設入所を利用した場合、別紙「利用料金表」により、利用料をご負担いただきます。

(1) 介護保険サービスにおける利用料

要介護度による介護報酬額における自己負担額分（1割、2割または3割相当分「負担割合証」に記載されている自己負担割合に応じた額）の合算額が自己負担となります。

また、当施設は社会福祉法人による運営ですので、保険者が定めた基準に該当する方は、上記の介護報酬における自己負担額等が減免される場合があります。その場合には、保険者による確認証の提示が必要となります。

(2) 居住費

多床室の居住費については、室料・光熱水費相当をご負担いただきます。なお、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担限度額とします。その場合には、保険者による認定証の提示が必要となります。

また、入院または外泊期間中においても、利用者の居室が確保されている場合には6日間を限度として居住費をご負担いただきます。

(3) 食費

食材料費及び調理に係る費用を、食費としてご負担いただきます。なお、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とします。その場合には、保険者による認定証の提示が必要となります。

(4) 利用者からの希望により、且つ使用に応じてご負担いただくものの料金

①日用品費

常時提供を選択する場合 1日につき80円

(内訳) 歯磨粉 歯ブラシ ティッシュペーパー ウエットティッシュ 洗顔・手洗用石鹸 綿棒 タオル各種

個別の提供を選択する場合

・ 歯磨粉 (1本)	100円	・ 洗顔・手洗用石鹸 (1個)	100円
・ 歯ブラシ (1本)	200円	・ 綿棒 (50本入り)	150円
・ ティッシュペーパー (1箱)	100円	・ タオル各種 (1枚)	250円
・ ウエットティッシュ (1箱)	400円		

持参 (持ち込み) する場合

自ら持参する場合は料金の負担はありません。但し、日常生活上必要な身の回りの品は、不足のないようご用意願います。

なお、生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・無年金者・入所生活給付金受給者の方については、日用品費負担を免除します。

②利用者預かり金管理費

施設に金銭管理サービスを依頼された方については、預かり金管理費をご負担いただき

ます。 預かり金管理費 一人につき月額 2,000円

③その他実費にて自己負担となるもの

- ・ 教養娯楽費（クラブ活動に係る材料代等）
- ・ 健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）
- ・ 私物洗濯代（クリーニング代）
- ・ 理美容代
- ・ 衣類（洋服・下着・パジャマ等）
- ・ 化粧品や医薬品（化粧用具・特殊な医薬品等）
- ・ 趣味・嗜好品・外注食・喫茶室等の利用代金
- ・ 希望者を対象にした行事に係る費用
- ・ 個人の希望で遠方への病院等へ通院する際の送迎に要する費用
- ・ 手続き代行（行政・銀行・病院等）に必要な手数料等
- ・ 遠方への帰省時に同伴職員が必要な場合の旅費等
- ・ 電話・電報・郵便等の料金

10 利用料の支払い方法

(1) 口座自動引き落とし

利用者ご自身又はご家族名義の口座から請求金額を引き落とします。手数料は、当施設負担となります。（別途契約が必要になります。）引き落とし日は、サービスを提供した翌月の27日です。

11 入院された場合の対応について

入院及び入院中に係る対応は家族での対応となります。

3ヶ月以内に退院された場合には、再び施設に入居することができます。ただし、利用者及び家族の同意の上、ショートステイや緊急入居用としてベッドを利用させていただく場合があります。尚、退院が決まった場合はご連絡してください。退院日の調整をします。また、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、入院後3ヶ月を経過した場合は、文書で契約の解除を取り交わし契約は終了します。

12 身体的拘束等の禁止について

施設は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。また、前文ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には管理者が説明します。身体的拘束等を行った場合には、直ちにその日時、様態、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した委員会等の協議に参加した全ての職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について記録します。

なお、身体拘束等の行為を行う要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。

1.3 緊急時及び事故の対応について

施設は、利用者の状態把握を行い、安全・安心に生活できるよう常に危機管理意識を持ち、事故発生の防止に努めます。サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し、迅速かつ適切に対応します。事故の場合には保険者並びに関係各機関に連絡を行うとともに、適切な措置を講じます。また、当事業所は万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

1.4 協力病院等

	ましも内科循環器科	小泉クリニック	川崎幸クリニック
代表者名	真下 好勝	小泉 実意子	杉山 孝博
所在地	川崎市幸区南幸町2-26-12	川崎市幸区神明町2-9-5	川崎市幸区南幸町1-27-1
連絡先	044-541-4560	044-533-3138	044-544-1020
	医療法人社団高輪会	コンパス内科歯科クリニック都築センター南	
代表者名	深井 眞樹	及川 二郎	
所在地	東京都港区高輪2-16-36	横浜市都筑区茅ヶ崎中央4 5-14 村田ビル3F	
連絡先	0120-108-776	045-507-9780	

1.5 非常災害時の対策（防火管理者＝施設長）

消防関係法に基づく年間の消防計画によって、消火訓練・通報訓練・救助訓練等を実施し、非常災害時に備えています。

（防災関係設備）

スプリンクラー	あり	防火扉	10カ所
屋内消火用散水栓	7カ所	避難階段	2カ所
非常警報装置	あり	自動火災報知器	あり
非常用電源	あり	誘導灯	40カ所
自動転送システム	あり	ガス漏れ報知器	あり

※カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

1.6 個人情報の保護について

（1）個人情報保護の方針

事業者が保有する利用者等の個人情報に関し、適正な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、管理体制及び管理のルールを明確化し、従事する全職員に周知徹底し、個人情報の保護を図り、安心あるサービスを提供します。

（2）個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者又は家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、利用契約中及び契約終了後に第三者に漏らすことはありません。また、事業者の職員がその職を退いた後も同様とします。また、文書により利用者又は家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要範囲内で、同意したものの個人情報をを用いることができるものとします。

(3) 個人情報の開示・苦情対応

利用者又は家族より、自己の個人情報について、開示の申し出がある場合には速やかに開示を行います。また、個人情報取り扱いに関する苦情に関して、適切かつ迅速な対応に努めます。

1.7 相談窓口、苦情対応

- (1) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、施設、介護支援専門員、市町村または、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。
- (3) 事業者は、利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由として、なんらの不利益な扱いをいたしません。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	044-511-3141
	FAX番号	044-511-3145
	相談窓口	生活相談員
	対応時間	9時00分から17時30分まで *その他の時間帯も可能な限り対応いたします。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 幸区役所 高齢・障害課	所在地	川崎市幸区戸手本町1-11-1
	電話番号	044-556-6640
	FAX番号	044-555-3192
	対応時間	8時30分から17時15分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
市役所介護保険相談窓口 健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課	所在地	川崎市川崎区宮本町1番地
	電話番号	044-200-0445
	FAX番号	044-200-3926
	E-mail	40kosui@city.kawasaki.jp
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	8時30分から17時15分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

1.8 その他、ご利用の際ご留意いただく事項

- (1) 面 会 面会時間は、原則午前9時00分から午後8時30分までとします。
施設玄関受付にて面会簿にご記入の上、面会をお願いします。
面会の場所は、食堂等をお願いします。
- (2) 外出・外泊 所定の「外泊・外出届」にご記入の上、必ず職員へ行き先・帰苑予定日時等
をお知らせください。
- (3) 喫煙・飲酒 喫煙は、決められた場所をお願いします。また、防火管理上、居室内へのラ
イター等の火気の持ち込みは厳禁です。
飲酒は、主治医の許可がある場合に限り所定の場所にてお願いします。
- (4) 迷惑行為 他の利用者の迷惑になる行為は、行わないようお願いします。
- (5) 所持品管理 現金などの大切なものは、原則として自分で管理し、居室内の整理整頓に心
がけてください。
季節ごとの衣類の交換等は、ご家族等にてお願いいたします。
- (6) そ の 他 宗教活動・政治活動・物品販売等はできません。
ペットの持ち込みは、お断りいたします。
事業者及び従事者に対する贈り物等は、ご遠慮させていただきます。

【 施設入所 重要事項説明書 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

社会福祉法人セイワ
(事業者) 事業者名 介護老人福祉施設幸風苑

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏 名

(身元保証人) 氏 名